

記

1 申請者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：姫路市
 - ② 住所：姫路市安田四丁目1番地
 - ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
 - ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- } 非公表

2 食品等流通合理化事業の目標

(1) 背景となる事情

姫路市中央卸売市場は開場から60年以上、主要施設の整備からも30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、建物・設備ともに修繕の頻度が高くなっている。

開放型施設のため、コールドチェーンによる温度管理が不十分であるとともに、外気や風雨、小動物等の侵入を防ぐことができず、衛生管理面にも問題を抱えている。

また、加工・配送機能が不十分であるとともに、仲卸売場等において通路幅が狭く、フォークリフト等の運搬車両に対応していないため、作業効率が悪く、場内物流の効率性にも問題を抱えている。

これらの課題により、本市場は現在の食品流通に求められる物流形態や顧客のニーズに対応しきれないため、市場機能が低下し、取扱数量・金額の減少を招いている。

（農林水産省「第9次中央卸売市場整備計画（平成23年3月）」において、青果部が中央卸売市場の再編基準に該当したため、平成27年度に地方卸売市場に転換。）

また、耐震基準を満たしていない施設が多く、現市場における耐震率は、27.3%（耐震済6棟/全22棟）となっており、市場関係者の業務上での安全性の確保と災害時も含めた生鮮食料品の供給拠点としての機能発揮に課題がある。

これらの課題を解決し、市場機能の向上を図るため、白浜地区（姫路市白浜町）への移転再整備を行うこととした。

(2) 実現を目指す姿

卸売市場の施設全体を閉鎖型とし、温度管理施設を設けることによって、品質管理の高度化を進め、効率的な施設配置とするとともに、妻鹿漁港をはじめ、水産物を中心とした食品流通エリアが形成されている白浜地区という立地条件を生かすことで、市場活性化・市場機能の強化を図り、新市場周辺地域の「播磨地域の食の拠点」化を目指す。

- ① 市民の食の安全・安心の確保、災害時の物流拠点化、量販店等のニーズへの対応を見据え、卸売場棟全体を閉鎖型とし、温度管理施設を設置し、コールドチェーンによる品質管理体制の強化を図る。
- ② 場内物流の効率化に向け、施設や通路の規模や配置を見直すとともに、駐車場も含め、物流関係施設をできる限り平面化をする。

- ③ 市場移転先のすぐ東側の妻鹿漁港で荷揚げされた新鮮な水産物を新市場に出荷促進することで、地場水産物の集荷力強化を図る。
- ④ 市場移転先周辺には水産加工工場、倉庫・冷蔵庫業者、運送業者等の食品流通関係の事業者が多く立地しているため、これらの施設との連携を通じ、加工・配送等の付加価値的な機能が加わり、量販店や中食業者等の幅広いニーズに対応できるような市場機能の強化が可能となる。
- ⑤ 新市場の隣接地に場内事業者が、場外賑わい施設（飲食店、直売所）を整備し、妻鹿漁港に水揚げされた水産物や全国の産地から入荷した様々な新鮮な食材の提供・販売等により、既存の周辺の直売所等との連携による相乗効果を生み出し、新市場周辺の食の拠点づくりを進め、市民や観光客を誘致して地域の活性化を図る。

《新市場周辺位置図》



(3) 目標数値

① 品質・衛生管理高度化

「卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく品質管理規範の策定及び実施」

現状(2017年度)：現市場用のマニュアルを一部で策定済み

目標(2025年度)：新市場用マニュアルを全卸業者・仲卸業者で策定及び実施

本市場の移転再整備にあたり、卸売業者・仲卸業者が品質・衛生管理に関する知識や実践方法を習得し、品質・衛生管理レベルの向上に向けた取組みを進める。

具体的には、場内事業者を対象とした品質・衛生管理に関する講演会・説明会を開催し、品質・衛生管理に関する最新の考え方の周知と意識醸成を図るとともに、各事業者に品質管理規範の作成を求め、新市場開場時には全卸売業者・仲卸業者が策定した品質管理規範に基づいた取組が実施できるよう、官民一体となって進めていく。

② 物流効率化

現状(2017年度)：91.04 千円/t

目標(2025年度)：88.57 千円/t (2.47 千円/t(2.7%削減)、【年間 79,156 千円削減】)

市場移転再整備により、①通路拡幅により台車利用からフォークリフト利用へ効率化、②駐車場と青果部冷蔵庫の平面化による移動時間の短縮により、取扱商品 1 t あたりの物流コストを 2.47 千円（2.7%減）削減し、年間で 79,156 千円を削減（青果 46,429 千円、水産 2,727 千円）する。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

（1）食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化（イ）
- 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
- 情報通信技術その他の技術の利用（ハ）
- 国内外の需要への対応（ニ）
- その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）

【整備の概要】

- ・整備内容：姫路市中央卸売市場（新設市場－白浜地区）の新築工事
- ・整備期間：令和元年度（2019 年度）～令和 4 年度（2022 年度）
- ・移転先での事業開始時期：令和 4（2022）年度末（予定）
- ・主な施設・構造：売場施設：S 造 2 階、12,966 m²
市場管理センター：S 造 2 階、7,347 m²

【新市場施設のイメージ】

① 新市場の特長

- 駐車場・通路・施設配置の見直しによる物流動線の効率化
- 卸売場棟を閉鎖型施設とすることによる品質・衛生管理体制の強化
- 卸売場棟内に温度管理施設を整備することによるコールドチェーンへの対応
- 場外施設の整備や周辺関連施設との連携による付加価値的な機能の創出
- 耐震化対策による災害時の物流拠点機能

② 施設配置計画

- ・新市場の敷地として約 7 万 ha を確保し、入口は敷地西側のアクセス道路に面した 2 箇所、出口は敷地南側の市道に通じる 1 箇所を設置
- ・敷地の中央部に卸売場棟（24,052 m²）、南側に管理棟（3,200 m²）、南東側に運送事務所棟（206 m²）、北側に廃棄物集積棟（546 m²）、各建屋の周辺に平面駐車場 770 台分を配置
- ・卸売場棟は 2 階建てで、北側が水産物部（10,530 m²）、南側が青果部（13,522 m²）となっており、1 階は主に売場施設、2 階は卸売業者や仲卸組合の事務所や会議室を配置
- ・管理棟は 2 階建てで、1 階は関連店舗、2 階は市場管理センターや見学者ホール、保健所、会議室等を配置
- ・新市場敷地の隣接地に場内事業者が土地を確保し、場外施設を整備する予定
- ・北西側には水産物部卸売業者の冷蔵庫（5,271.89 m²）、北東側には賑わい施設（場外市場）（9,447.55 m²）、東側には水産物部仲卸業者の水産加工場

(4, 429. 47 m²) を予定

【具体的な取組の内容】

① 流通の効率化

○出入口の集約化

- ・これまで9箇所に分散していた出入口を、移転に伴い入口は敷地西側に2箇所・出口は敷地南側に1箇所に集約化する。
- ・入口はアクセス道路に接道し、出口は南側の市道に接道し右折退場により、市場関係車両を片側2車線のアクセス道路に誘導する。

○場内施設の効率的な配置

- ・水産物部と青果部における全ての卸売に係る施設を「卸売場棟」として統合し、さらに、卸売場・仲卸売場・買荷倉庫・冷蔵庫等、水産物部と青果部の全ての売場施設を卸売場棟1階に集約する。
- ・卸売業者や仲卸組合の事務所を卸売場棟2階に集約する。
- ・現市場の仲卸店舗は、全て1区画20 m²で、1階は売場・2階は事務所となっているが、取扱商品に応じた取引形態を考慮し、1区画あたりの面積を見直し（鮮魚25 m²、塩干35 m²、青果20 m²）、売場・事務所を卸売場棟1階に集約する。
- ・8つの建物に分散していた関連店舗を管理棟1階に集約する。
- ・場内の安全性の確保も視野に、見学者ホールや料理教室等、一般市民が立ち入る施設を管理棟2階に配置し、卸売業務エリアと分ける。

○場内・売場施設内の物流動線の効率化

- ・卸売場棟の東側に入荷トラックバースと卸売業者関係施設（卸売場等）、西側に出荷トラックバースと仲卸業者関係施設（仲卸売場、買荷倉庫等）を整備し、新市場敷地東側から「入荷トラックバース→卸売場→仲卸売場・買荷保管所→出荷トラックバース」という施設配置とすることで、商品が入荷から出荷まで東から西へ一方通行で流れる効率的な物流動線を確保する。
- ・水産棟については、取り扱うロット数の増加に合わせ、大型フォークリフトやトラック等が通行でき、卸売場・仲卸売場からの荷下ろしや積み込みが可能なスペースとして幅員が12mの通路を設置する。
- ・倉庫施設及び冷蔵庫施設を卸売場棟内に集約し、卸売場及び仲卸売場に隣接させ、加工処理高度化施設を卸売場棟内に集約し卸売場に隣接させる。

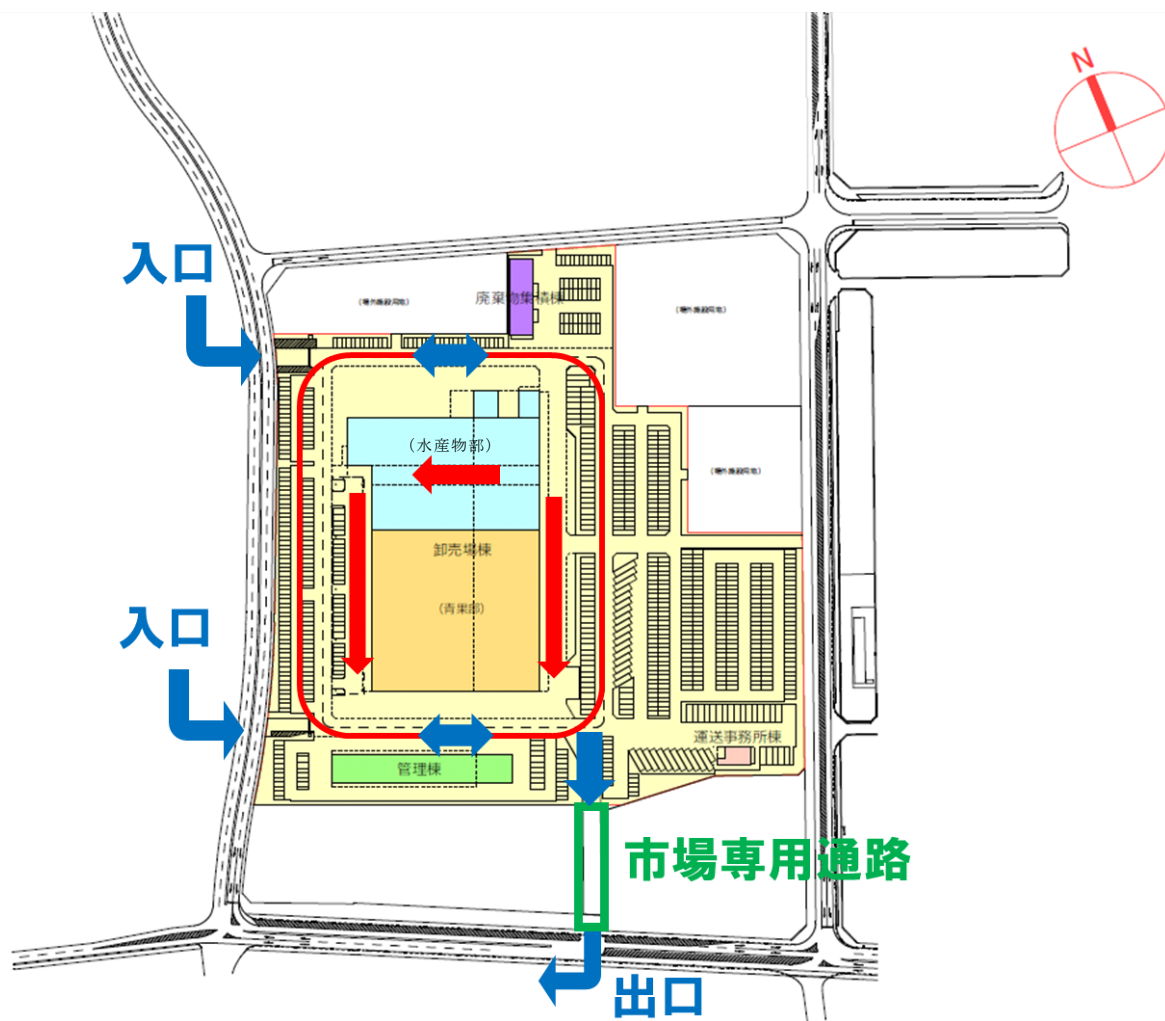
○売場施設内通路の拡幅

- ・フォークリフト作業・通行、買出人の通行、荷物仮置き等を考慮し、通路幅は、卸売場4 m、青果仲卸売場7 m、水産仲卸売場5 m以上を確保する。

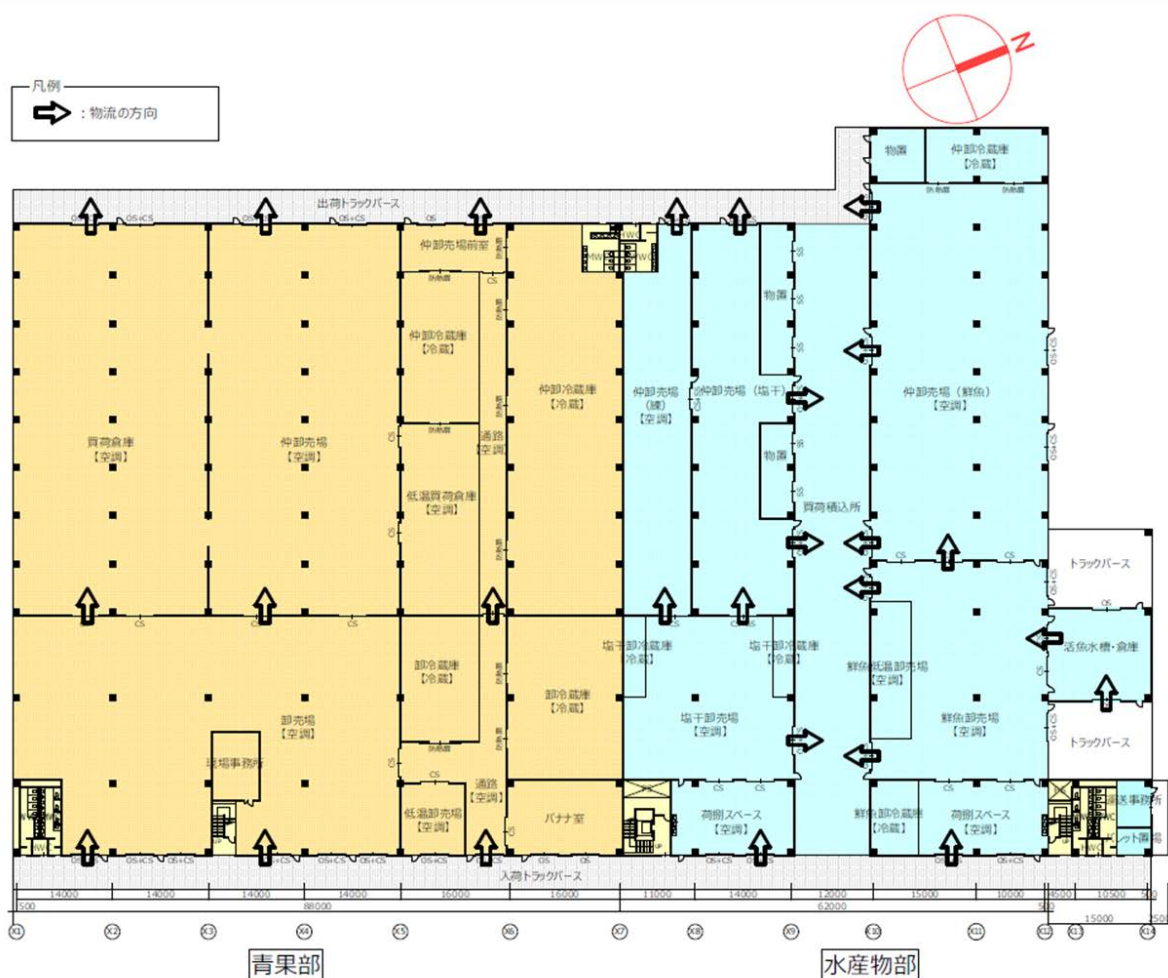
○駐車場の平面化・集約化

- ・現市場の駐車場は、立体4箇所、平面5箇所に分散しているが、場内車両の動線を整理するとともに、市場関係者の安全性の確保も見据え、平面3箇所に集約する。

《新市場の施設配置と物流動線》



《卸売場棟（１階）施設配置・物流動線》



② 品質管理及び衛生管理の高度化

○ 閉鎖型施設の整備

- ・売場全体を閉鎖型施設とし、外気との遮断を行うことで、潮風による施設内の塩害の防止や草木・小動物・昆虫等の進入を防止し、衛生管理の強化を進める。

○ 温度管理施設の整備

- ・冷蔵庫等の温度管理施設を売場施設内に集約化することで、入荷から出荷までの温度管理を徹底し、コールドチェーンへの対応を行う。
- ・特に、青果部において、建屋中央部に温度帯の低い施設を集約し、低温ゾーンを設け、物流の効率性も考慮した温度管理体制を進める。
- ・ここ数年の夏場の異常気象による室温の上昇も見据え、売場施設において空調設備を増強し、商品の特性に応じた適正な品質管理・商品管理体制の強化を図る（常温管理の商品であっても、夏場を中心に品質の劣化が著しいため）。

○ ソフト面での対応

- ・新市場における売場環境の向上も見据え、フォークリフトの電動化を進めることとしているが、場内事業者の買換えに伴いその経費の一部を市が助成する制

度を設け、事業者の経営面での支援と電動化の促進を図る。

- ・新市場に向けた品質・衛生管理に関する講演会・説明会の開催と移転する事業者に対して新市場における新たな品質管理規範の策定を行い、場内事業者の意識醸成をさらに進めていく。

③ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置

○ 場外施設の整備

- ・場内事業者が、場外施設として北西側には水産物部卸売業者の冷蔵庫、北東側には販わい施設（場外市場）、東側には水産仲卸業者の加工場を整備予定。
- ・各施設が新市場と密接に連携し、加工や配送機能等、市場機能を補完する付加価値的な機能・役割を担うことで、市場内施設と場外施設が一体となって市場機能の強化による活性化や周辺の既存施設も含めた「播磨地域の食の拠点」づくりを実現する。
- ・また、場外で民間整備を進めることで、市の施設整備費の縮減が図られるとともに、業務形態に合わせた柔軟な施設運用、さらに、当該施設が事業者の財産となることによる財務体質や経営力の強化を図ることが可能となる。

○ 各施設の耐震化対策

- ・災害時も見据えた食品流通拠点とすべき卸売場棟と管理棟の地震荷重については、建築基準法及び関連法令に準拠した計画としており、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）に基づく耐震安全性の分類において、構造体は「Ⅱ類^{※1}」、天井・照明器具等の建築非構造部材は「A類^{※2}」を採用。

※1 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図られるものとされており、文化施設や学校施設等と同様のレベルを想定。

※2 大地震動後、被害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとされている。

（２）食品等流通合理化事業の実施時期

令和元（2019）年５月１５日～令和８（2026）年３月３１日

（３）食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 事業所又は卸売市場の名称：姫路市中央卸売市場（新設市場一白浜地区）
- ② 所在地：姫路市延末 295 番地（移転先：姫路市白浜町甲 1920 番 54）
- ③ 事業開始（開設）年月日：昭和 32 年 10 月 20 日
- ④ 事業内容：中央卸売市場（青果部、水産物部）

（４）食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
姫路市	元（2019）	施設・設備	実施設計一式	

姫路市	2 (2020)	施設・設備	工事（卸売場棟）	非 公 表	
姫路市	3 (2021)	施設・設備	工事（卸売場棟、管理棟、廃棄物集積棟、運送事務所棟）		
姫路市	4 (2022)	施設・設備	工事（卸売場棟、管理棟、廃棄物集積棟、運送事務所棟、平面駐車場、外構）		
計			(卸売場棟： 24,052 m ²) (管理棟： 3,200 m ²) (廃棄物集積棟： 546 m ²) (運送事務所棟： 206 m ²) (平面駐車場： 13,086 m ²) (外構： 34,897 m ²)		

・令和元年度までの事業は、食品等流通合理化計画の認定以前に実施。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使 途	必要な資金 の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						計	備考
				公庫	支援 機構	その他の 金融機関	自己 資金	その他			
				非 公 表							

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

白浜地区への移転再整備により、適切な温度管理や効率的な物流機能の確保が可能となることで、一般消費者により早く、より高品質な商品を届けることが可能となる。商品の品質向上は消費量の拡大及び単価向上につながるため、地場の生産者の育成と収入増加に寄与することができる。